行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

資料３

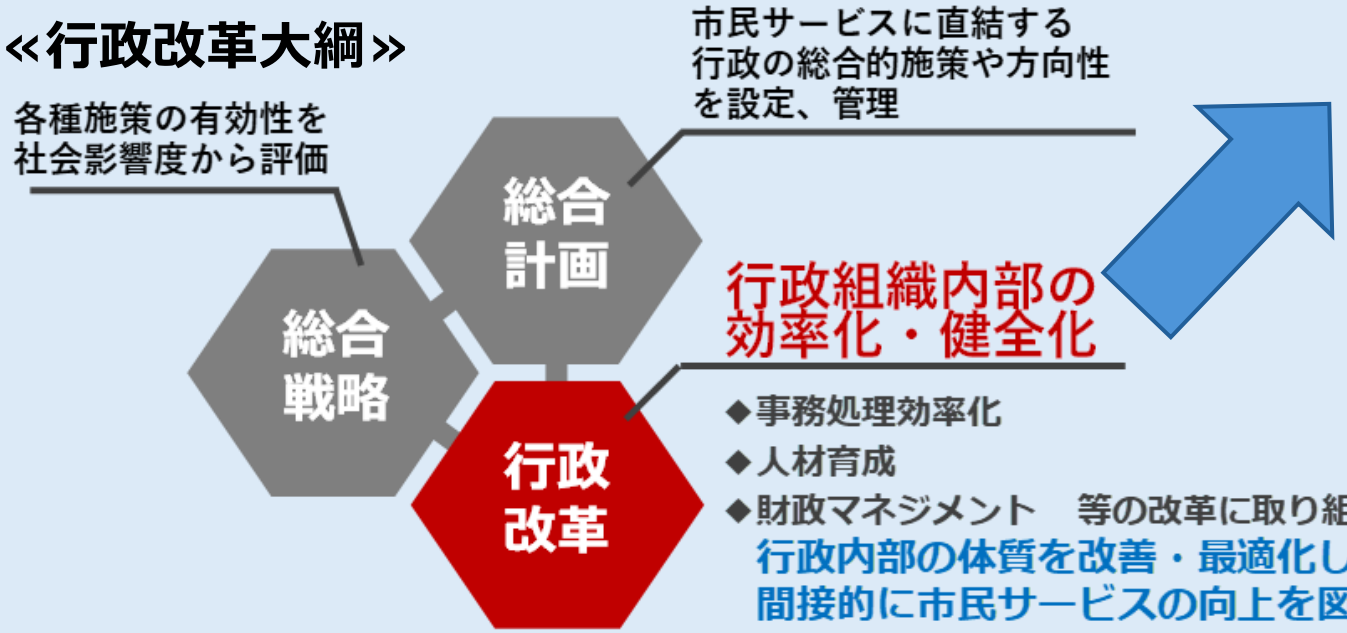
●計画概要

- 『行政改革大綱』は、市の最上位計画である『総合計画』に掲げる諸政策を確実かつ効率的に実行するための実行指針

  ⇒**“市民満足度を高める”ための計画（法令上の策定義務なし）**

- 『行政改革大綱実施計画』は、この大綱を具体的に進める実施取組として定めている
- いずれも計画期間は令和９年３月末まで

«行政改革大綱»



«行政改革大綱実施計画»

大綱1　市民サービス向上のための事務事業改革

3本の矢

（1）デジタル・ガバメント
- ① デジタル技術導入の検討
- ② 行政手続オンライン化
- ③ 庁内統合データの開発

（2）働き方改革
- ① ワーク・ライフ・バランス
- ② 業務プロセスの改善
- ③ 多様な働き方の実現

（3）行政のスリム化
- ① 民間企業との包括連携
- ② 市民協働手法の開拓
- ③ 複合施設の利用促進

大綱2　行財政健全化のための計画・取組

3つの観点

（1）人づくり
- ① 新任職員サポート体制の強化
- ② 職員研修の推進
- ③ 職員提案制度

（2）創意工夫
- ① 若手職員勉強会
- ② メディアミックス
- ③ エネルギーの地産地消

（3）財産管理
- ① 補助金等の適正化
- ② ふるさと納税の推進
- ③ 公共施設マネジメント

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●議題内容

・『総合計画』の計画期間は１年延長し、令和１０年３月末まで　⇒　６月議会にて議決
・これに合わせて、『行政改革大綱』『行政改革大綱実施計画』の**計画期間を１年延長**
・次期行政改革について、**今後、位置づけの検討や内容の整理をしていきたい**

<table>
<tr><th>計画</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合計画</td><td colspan="11">基本構想（本市が目指す将来像を定め、その実現に向けた施策の基本方向を示したもの）</td><td rowspan="4">新計画</td></tr>
<tr><td colspan="11">基本計画（基本構想に基づき、実施していく施策を体系的に定め具体的な内容を示したもの）</td></tr>
<tr><td colspan="11">実施計画（基本計画で定めた各施策の展開に必要な事務事業を示したもの）　期間延長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政改革</td><td colspan="5">行政改革大綱（H29～R3）</td><td colspan="5">行政改革大綱（R4～R8）</td><td>⟷</td></tr>
<tr><td colspan="5">行政改革大綱実施計画（H29～R3）</td><td colspan="5">行政改革大綱実施計画（R4～R8）</td><td>⟷</td></tr>
</table>

●今後のスケジュール（予定）

令和　8年度　　７年度取組状況確認、計画期間延長、次期行政改革の位置づけ検討
※９年度目標値は総合計画と整合性を図りつつ整理

令和　9年度　　８年度取組状況確認、９年度目標値設定、次期行政改革の内容整理

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●これまでの行政改革の考え方

以前の行政改革
行政のスリム化
経費削減
職員・組織の適正化
事業・施設の削減

現在

近年の行政改革
市民サービスの向上
行政サービスの質の向上
業務効率化・生産性向上
持続可能な行財政運営

以前の行政改革

従来は行政資源のスリム化を図る“ボリュームを減らす”考え方
現在は、それを土台として、“市民満足度の向上”を目指す考え方

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●行政改革の取組から見えてきたこと

成　果

- ・デジタル技術の活用
- ・オンライン手続きの拡大
- ・業務効率化
- ・職員の人材育成
- ・ふるさと納税等による財源確保

直近の令和７年度取組状況
Ａ（計画通り達成）：１２項目
Ｂ（一部達成）　　：　６項目

概ね計画通り進んでいる状況

課　題

「取組の実施」だけでなく、「実施した結果、市民や職員、財政等にどのような成果や効果が生じたか（行政効果）」を継続して意識する

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

今後の方向性として考えるべき事項

●目的（案）　**『行政効果を高め、市民満足度の向上につなげる』**

“何をしたか（活動）”ではなく、“結果、何が良くなったか（成果）”を重視
市の取組によって生まれた成果や効果を大きくし、市民に「良くなった」と感じてもらえる行政を目指していく

●視点（案）

市民満足度の向上
（これまでの視点）

＋

選択と集中
限られた行政資源を、必要性や効果の高い分野に重点的に配分

職員・組織の変革
職員や組織が常に改善意識を持ち、継続的に業務や行政サービスを見直す

●最適な推進手法の検討
独立した計画だけでなく、**他計画の内容や他自治体の内容も見ながら整理**

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●他自治体の事例

①奈良県橿原市

・第５次橿原市行政改革大綱が満了になったタイミング（平成30年）で、**総合計画と一体化**

・第４次総合計画の中で「橿原市行政改革大綱を包含するものとします」と記載

・総合計画と行政改革を一本化することで、それぞれの方向性が揃い、一体的に推進



２　総合計画の構成

橿原市第4次総合計画の構成

●総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」※の３層構成の計画とします。

●基本構想は、本市の目指す将来の姿を示すものです。構想期間は、12年とします。

●基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示すものです。計画期間は前期５年、後期７年の２期とします。

●橿原市行政改革大綱※を包含するものとします。

行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●他自治体の事例

②福島県白河市

・第2次行政経営改革プランの成果を踏まえ、**第３次行政経営改革プラン（令和８年３月）を策定**
※　独立した計画として策定

・具体的な取組を掲げる、実施計画についても策定

・計画期間は３年間。デジタルの力を最大限に活用し、「組織力」「サービス力」「財政力」に重点





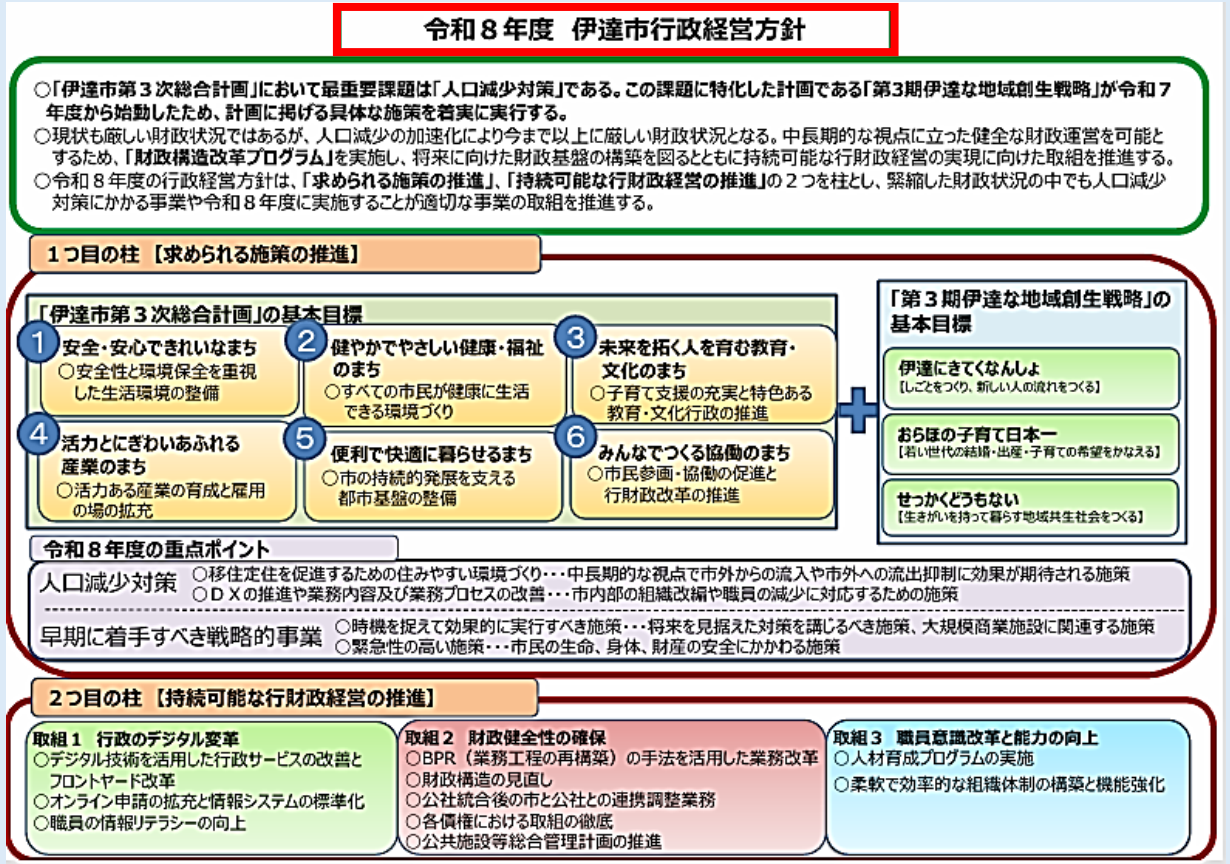
行政改革大綱・行政改革大綱実施計画の計画期間延長及び今後について

●他自治体の事例

③福島県伊達市

・総合計画の将来像の実現に向け、**行政経営方針を策定（毎年策定）**

・具体的取組は事務事業評価により、評価を行い、次年度の予算等に反映



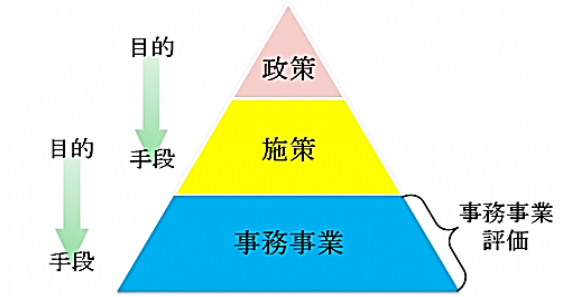
行政評価とは

行政評価とは、市が実施する行政活動に対して「どのような成果があったか」「当初に設定した目標を達成することができたか」などの視点から客観的に評価し、その評価結果を行政活動に反映させることを目的に実施されるものです。

行政活動は、「政策」－「施策」－「事務事業」の3層構造となっており、行政評価もその対象に応じて「政策評価」－「施策評価」－「事務事業評価」に分類されます。

伊達市では、行政活動の最も基本となる事務事業を評価の対象とし、その中でも第3次総合計画に位置付けられた計画事業に対して、担当部局が事後評価を実施しています。

［行政活動の体系］



▶事務事業評価

市が行っている事業について、「必要性・効果・効率性」などの観点から点検し、今後の事業の方向性を考えるための仕組み